

個人市・県民税、所得税申告はお早めに

確定申告は、スマートフォンとマイナンバーカードで完結するスマホ申告が便利です。



国税庁 HP

確定申告書等作成コーナー

検索

問合先 ■ 個人市・県民税について … 市民税課 TEL20-1257 ■ 所得税について … 高岡税務署 TEL21-2501

今年の申告・相談

市・県民税、簡単な所得税の申告(還付申告や給与・年金所得など)は

市役所: 2月16日(月)~3月16日(月)(土・日・祝日は除く)

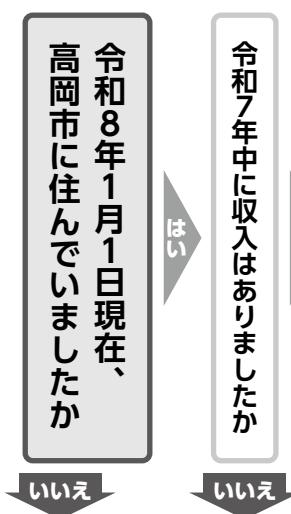
所得税の申告(青色申告や分離、損失、住宅ローン控除など)は

高岡税務署: 2月16日(月)~3月16日(月)(土・日・祝日は除く)

あなたは対象者? 申告が必要か確認してみましょう

所得税の還付申告や給与・年金所得などの簡単な確定申告は、申告期間中のみ高岡市役所でも受け付けます。青色申告や分離、損失、住宅ローン控除などその他の所得税の確定申告は税務署で受け付けます。

スタート



どのような収入でしたか

主に年金収入

主に給与収入

その他※

• 年金収入のみで151万5000円(65歳未満は101万5000円)以下である

④

• 年金収入のみで151万5000円(65歳未満は101万5000円)を超える400万円以下である

①

• 年金収入金額が400万円以下で他の所得が20万円以下である

①

• 年金収入金額が400万円を超える
• 年金収入以外の所得が20万円を超える

②

• 1か所からの給与収入のみで、年末調整時の内容と変更がない

④

• 給与収入以外の所得が20万円以下である

①

• 新規に住宅ローン控除を受ける
• 給与収入以外の所得が20万円を超える
• 給与収入が2,000万円を超える

②

• 年末調整の内容に変更がある
• 年末調整をしていない
• 控除(扶養控除や医療費控除)の追加がある
• 2か所以上から給与の支払いを受けた

③

• 所得金額より控除額が多い場合

③

• 所得金額より控除額が少ない場合

②

申告区分

①	市役所へ 市・県民税の申告が必要な場合があります。所得税の還付を受けるためには、確定申告が必要です。
②	税務署へ 所得税の確定申告が必要です。
③	税務署か市役所へ 所得税の確定申告もしくは市・県民税の申告が必要です。
④	申告不要 市・県民税の申告、所得税の確定申告の必要はありません。

この図は一般的な例を示しています。ご自身の状況によって変わる場合もありますので、不明な点はお問い合わせください。

※農業・営業・不動産・雑・
一時所得などがある

以下に該当する人はご注意ください

▶ふるさと納税をしている…

確定申告や市・県民税の申告をするとワンストップ特例が適用されません。ふるさと納税をしている人はすべての寄附分を申告してください。(ワンストップ特例の申請をした人を含む)

申告の際には、「寄附金の受領書」または「寄附金控除に関する証明書」を会場へお持ちください。

▶営業や農業、不動産所得などを申告する…

「収支内訳書」を事前に作成し、会場へお持ちください。

▶医療費控除を申告する…

「医療費控除の明細書（様式は国税庁ホームページで入手可）」を事前に作成し、会場へお持ちください（領収書のみでの申告はできません）。

医療費控除の申告に必要なもの

①「医療費控除の明細書」

※医療費通知（健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など）を利用する場合は、医療費通知の原本もお持ちください。

②その他の費用について必要な書類

- 寝たきりの人のおむつ代→「おむつ使用証明書」または「おむつ代の医療費控除に係る確認証明書」
- ストマ用装具の購入費→「ストマ用装具使用証明書」

市・県民税、所得税申告に必要なもの

①令和7年中の所得内訳が分かるもの

源泉徴収票、収支内訳書、生命保険の満期払戻金などの支払証明書、個人年金や報酬・配当の支払証明書など

②所得控除証明書

社会保険料の支払証明書、生命保険料・地震保険料の控除証明書など、所得控除の証明となるもの

③本人名義の口座番号が分かるもの

④マイナンバーカードまたはマイナンバー確認書類(Ⅰ)と本人確認書類(Ⅱ)

- (I) 通知カード、マイナンバー記載の住民票
- (II) 運転免許証、パスポート、在留カード、障害者手帳、公的医療保険の資格確認書など

※扶養親族がいる人は、被扶養者のマイナンバーの記載も必要です。

令和8年度(令和7年分)個人市・県民税の主な改正点

①給与所得控除の見直し

②各種所得控除等に係る所得要件の引上げ

③19歳以上23歳未満の親族などに関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



市 HP

所得税の申告・相談

受付期間 2月16日(月)～3月16日(月)

会 場 高岡税務署

受付時間 午前9時～午後4時



国税庁
LINE

入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券は、国税庁のLINE公式アカウントでの事前発行をご利用ください。(2月2日(月)から事前発行可能) なお、当日分の入場整理券は、税務署の申告会場で配布していますが、数に限りがあります。

※マイナンバーカードをお持ちの人は、署名用電子証明書の暗証番号(英数字6～16文字)および利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)について有効期限切れにご留意の上ご持参ください。

市・県民税の申告・相談

▶市役所会場 市民税課(2階)

受 付 日 2月16日(月)～3月16日(月)

受 付 時 間 午前9時～午後4時

▶市役所以外の会場 下記表参照

受 付 時 間 午前9時40分～午後4時

受付期間	会場
2月25日(火)	中田支所(中田コミュニティセンター)
2月26日(水)～3月 2日(月)	伏木支所(伏木コミュニティセンター)
3月 3日(火)～3月 6日(金)	福岡にぎわい交流館(フクール)
3月10日(火)・11日(水)	
3月12日(木)・13日(金)	戸出支所(戸出コミュニティセンター)

※各地域交流センター、各公民館、五位山交流館での申告受付は行いません。

◇申告受付の予約制を導入します

今年の申告よりWeb予約で来場希望日時の予約ができるようになります。Web予約がお済みでない人には、当日会場で時間指定の入場整理券を配布します。

※入場整理券は、数に限りがありますので、ぜひWeb予約をご利用ください。

Web予約受付開始時期

申告受付日の14日前から

入場整理券配布時間

市役所会場…午前8時40分から

市役所以外の会場…午前9時から



Web 予約

市・県民税の電子申告が始まります

今年の申告よりスマートフォンやパソコンで市・県民税の電子申告ができるようになります。



電子申告

◇市・県民税の申告は郵送でも提出できます

市民税・県民税申告書に必要事項を記入し、添付書類(源泉徴収票、社会保険料の支払証明書、生命保険料・地震保険料の控除証明書、マイナンバー確認書類の写し、本人確認書類の写しなど)を同封してください。

なお、申告書の控えの返送をご希望の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

送付先 〒933-8601高岡市広小路7-50

高岡市役所市民税課



このページで紹介できなかった出来事も
市ホームページで随時掲載しています。

市HP



故郷の人物を知ろう おん こ ち しん たかおか 温故知新

しもはつかさがの
下八ヶ佐加野用水を開いた

安藤兵九郎 (1643~1708)

兵九郎は射水郡大白石村(現射水市/旧下村)の十
村・石川又太郎の次男として生まれ、母の実家である砺
波郡宮丸村(現砺波市)の十村安藤家の分家・次郎四郎
の養子となりました。父は1655年加賀藩の許可を得て、
小矢部川左岸(国吉~二上村辺り)に残された荒れ地の
開墾に取り組んでいました。成長した兵九郎は父を助けて
懸命に働き、1660年には600数十石もの土地を開墾
しました。しかし、日照りが続き干ばつとなり、農民の生
活苦は深刻となりました。

1662年、兵九郎は父の名代となり、この地に用水を開
くことを決意します。1673年、兵九郎は二上村に移住
(1681年に下八ヶ新村に移転)して、五十里村の十村・高



ジングル・ベル♪

12月21日

中央図書館で、クリスマス合唱ミニライブが開催され、多くの親子連れで賑わいました。「きよしこの夜」や「赤鼻のトナカイ」などクリスマスソングが5曲披露され、子ども達も手拍子をしたり、踊ったりし、楽しみました。参加した親子は「子どもがジングル・ベルの曲に合わせ楽しそうに踊っていてよかったです」と話しました。

富山湾の景色を望む

12月20日~

「雨晴海岸」の玄関口であるJR雨晴駅に、展望デッキ「AMAHARASHI VIEW」が完成しました。デッキは、奥行き約2.7m、幅約16mで、義経岩が描かれた看板と腰掛けを設置し、JR氷見線上りホームに整備されました。晴れた日には、海越しに能登半島の穏やかな景色を堪能できます。



安藤兵九郎君遺徳碑
(二上公民館前)

島庄助、内島村の十村・五十嵐孫六
らの協力を得て地勢や水脈などを
詳細に調査しました。そして、小矢
部川左岸の現福岡町三日市で取水
し、二上地区まで約14kmの下八ヶ
用水と四日市で分岐する佐加野用
水を開く計画を立て、藩の認可を得
ました。途中、用水はサイフォン
(高低差と水圧により川の下に水路を通す技術)により
広谷川(2ヶ所)と頭川(1ヶ所)の下を潜っています。兵
九郎は全財産を投げうって約500人の農民を動員し、工
事を指揮監督しました。藩からも金沢の笠舞町から百姓
15人の派遣や銀・材木が下付されました。

そして16年後の1689年工事は完了し、423haの水田
に絶えず水が行きわたるようになりました。用水開通前の
約4~5倍もの米が取れたといわれ、現在でもこの地
域のお米はブランド米として有名です。 (仁ヶ竹主幹)

問合先 博物館 TEL 20-1572

■右のアイコンがついているものは、無料アプリ・カタログポケットで、動画やスライドショーを視聴できます。

※アプリは表紙の二次元コードからインストールできます。

 動画
 スライド
ショー



伏木を元気に！

12月20日

「伏木に灯る希望の光プロジェクト」のイルミネーション点灯式が、玉川中央公園や旧伏木湊町公園で行われました。復旧・復興への道のりが続く中、住民に少しでも明るく元気になってもらいたいと地元自治会などが企画しました。点灯式では、ぜんざいや甘酒などのふるまいや伏木相撲愛好会による餅つきなども行われ、地元の人たちで賑わいました。

高岡産のチューリップを全国へ

12月19日

県内でも有数のチューリップ生産地である高岡では、毎年12月～3月にチューリップ切花を全国各地へ出荷しています。今年度は約300万本の切花を出荷する予定です。生産者の堂前農園の高井さんは「バリエーションや品質の向上など日々努力している。伝統を絶やすず、全国で1番の生産量を目指していきたい」とチューリップ生産への意気込みを話しました。

さあ、新高岡駅から。 vol.131

北陸新幹線に乗って沿線都市・加賀市へ出かけよう

『御願神事』

御願神事は、菅生石部神社の例祭で、毎年2月10日に行われています。祭が近づくと大蛇になぞらえた大縄をつくり、青竹が約400本用意されます。神事では境内になだれこんだ白装束の青年たちが、青竹を石段や石畳に次々とたたきつけて割り、すべて割りつくされると、大縄の大蛇が拝殿から引き出され、橋の上から大聖寺川へと投げ込まれます。割られた青竹は、見物人が自由に持ち帰ることができます。これで扇を作ればよく上がり、箸にすれば歯の痛みも止まると伝えられています。

とき 2月10日(火)午前11時

ところ 菅生石部神社
(石川県加賀市大聖寺敷地ル乙81)

アクセス 北陸新幹線新高岡駅から加賀温泉駅まで約34分、IRいしかわ鉄道線に乗り換え大聖寺駅まで約4分、大聖寺駅から約1.7km
菅生石部神社 0761-72-0412



この街大・好



会社を次の世代へ～事業承継～

問合先 産業企画課 TEL 20-1395 FAX 20-1287



事業承継とは、経営者から後継者に事業を引き継ぐことをいいます。経営権（会社の株式など）だけでなく、工場や店舗など事業用資産、組織、社員なども承継の対象です。中小企業にとって、経営者の手腕が会社の強みや存立基盤そのものになっていることも多く、「誰」を後継者にして事業を引き継ぐのかは重要な課題です。

事業承継は、準備から計画の策定・実行、後継者の育成などを考えると5～10年かかる場合もあります。事業を次の世代へ繋ぐためにも、早めの準備が大切です。

事業承継には3つのパターンがあり、各承継方法のメリット・課題を把握することが重要です。



親族内承継

経営者の親族に承継する方法

メリット 社内外の関係者から心情的に受け入れやすい

課題 相続人が複数いる場合には、後継者の決定・経営権の集中が困難になる可能性がある



従業員承継

自社の役員や従業員に承継する方法

メリット 経営者としての能力を見て承継できる

課題 親族株主との調整や資金確保、個人債務保証の引継ぎなどでトラブルになるケースがある



第三者承継 (M&A)

後継者を第三者に求める方法

メリット 現経営者は会社売却の利益を得ることができる

課題 実現に数ヶ月から数年かかる場合がある



さまざまなサポートがあります

○税制措置や補助制度

事業承継税制…後継者が事業を引き継ぐ際に発生する贈与税・相続税などの納税が猶予または免除される制度

事業承継支援資金…事業承継予定または事業承継から3年未満で要件を満たす事業者に対して、運転資金や設備資金の融資制度の保証料を全額補給

創業・事業承継支援補助金…製造業、卸売業またはそのほかの業種でのづくりに関連する事業において創業・第二創業・事業承継による新たな取り組みに対する補助

※その他、国や県をはじめ各支援機関において、支援制度を設けています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



○相談窓口

産業企画課 FAX 20-1395

相談者に合わせた、制度や相談先を紹介します。



富山県事業承継・引継ぎ支援センター FAX 076-444-5625

「後継者がいない、今後会社は存続していくのか」「役員、従業員に引継ぎを考えているが、どんな手続きがいるか」など事業承継に関するあらゆる相談を専門家が受け付けます。富山県事業承継・引継ぎ支援センターなどを通じて税制措置や補助制度などを活用することで、承継時に必要な資金の負担を軽減するだけでなく、承継時の経営のサポートを受けることが出来ます。



▶後継者人材バンク

後継者人材バンクに登録した「創業希望者」と、事業引継ぎに関して相談窓口にお越しいただいた「後継者不在の事業者」とを引き合わせ、起業家が後継者として当該事業を引き継ぐために様々な支援を実施しています。

高岡商工会議所 FAX 23-5007

毎月第3月曜日に個別相談会（要申込）を開催しています。

申込 申し込みフォームまたは電話かEメールで高岡商工会議所(soudan@ccis-toyama.or.jp)へ。

